



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

2026年度 赤十字会員募集のお願い

皆様には、平素から赤十字事業に対し、格別のご理解、ご支援ご協力を賜り深く感謝申し上げます。さて、今年度も日本赤十字社では、皆様にご協力をいただき「赤十字会員増強運動」を全国一斉に展開することになりました。

日本赤十字社では、皆様方のご協力によって集められた活動資金だけを財源にして、国内外における災害救護活動、赤十字救急法等の講習普及、赤十字ボランティアや青少年赤十字の育成など様々な人道的事業を進めています。

また、皆様にご協力いただいた活動資金は、地域へ還元し、お住いの市町での各種講習会の実施やAEDの整備、青少年・ボランティア活動を進めるために有効に活用させていただいています。これからも地域に根差した赤十字活動を行うために、引き続き温かいご支援ご協力をいただきますようお願いいたします。

山口県支部の主な事業 皆様の近くでも赤十字は役に立っています！

国内災害救護 災害で苦しむ人々のために

地震や台風などの災害が発生した際、救護班を派遣して医療救護活動をするほか、救援物資の配分、こころのケア活動などを行います。



救急法等の講習 けがや事故に備えるために

いのちを救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を広めるため、学校や自治会などで講習を開催しています。



青少年赤十字 子どもたちの育成のために

赤十字の精神に基づき、児童や生徒の“いのちと健康を大切する心”や“地域社会などに奉仕する心”を育成する活動を、教育現場を通じて行っています。



赤十字ボランティア 心と心が通う社会の実現のために

「困っている・苦しんでいる人の役に立ちたい」という思いを持つ同志が結集し、赤十字を通じてボランティア活動を行っています。



国際活動 世界中で苦しむ人々のために

災害や紛争、病気などで苦しむ人々を救うため、191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを活かして人道支援に取り組んでいます。



そのほか、社会福祉活動、救護看護師等の育成、赤十字病院の運営、血液事業なども実施しています。



活動の詳細はこちら



赤十字の活動資金は？

赤十字の活動は、皆様からお寄せいただく「活動資金」によって支えられています。
皆様からお寄せいただく活動資金によって、日本赤十字社は、「国内災害救護」「救急法等の講習普及」「赤十字ボランティアの育成」「青少年への赤十字活動」「国際活動」「救護看護師等の育成」など、皆様がお住まいの街から世界の各地まで人道的活動を展開しています。

赤十字会員増強運動はどう取り組めばいいの？

毎年、5月を中心に活動資金の呼びかけを行っている赤十字会員増強運動には、地域の実情に応じて、次の点にご留意のうえ、進めていただきますようお願いいたします。

(1) 活動資金の増強

世帯ごとに活動資金のご協力をいただけるようお願いしています。

(2) 領収書の発行

ご協力いただいた場合は、金額の多少にかかわらず領収書をお渡しく下さい。

(3) 様々な納入方法

便利な口座振替（自動引落し）やクレジットカード決済などインターネットを通じた納入方法もあります。
詳しくは、ホームページをご覧ください。

ご協力いただきたい金額

1世帯あたり500円を目安に募集いただきますようお願いいたします。

活動資金と義援金の違いは？

活動資金とは？

いのちと健康、尊厳を守るため、赤十字の活動を支援するお金。



災害時の救護活動や平時の防災・減災普及活動、ボランティアの育成などに役立てられます。

ニーズと緊急度の高い方から支援します。

使い道

対象者

義援金とは？

被災された方々へ、お悔やみや応援の気持ちを込めて贈るお金。



市区町村等の自治体を通じて、被災地の方々の生活を支援するために役立てられます。

被災地の被害状況に応じて義援金配分委員会で定める基準に従って支援されます。

表彰制度

日本赤十字社では、多額の活動資金の納入に対して感謝の意をお伝えするため、独自の表彰制度を設けています。

	支部長感謝状	銀色有功章	金色有功章	社長感謝状
表彰要件	累積10万円以上	累積20万円以上	累積50万円以上	金色有功章受章後、 累積50万円毎
表彰品				

税制上の優遇措置

日本赤十字社への寄付に対しては、税制上の優遇措置があります。

納入者区分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措置の内容等
個人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 個人住民税の控除	地方税法第37条の2 地方税法第314条の7	通年	各市町の条例により、当支部の事業に対する寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続または遺贈により取得された財産のうちから寄付された場合、寄付された相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	④ 特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条 第4項	通年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。
	⑤ 指定寄付金	法人税法第37条 第3項第2号に 基づく財務省告示	毎年 4月～9月	財務大臣の指定を受けた日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。

※⑤については、適用期間であっても募集枠の関係上、適用とならない場合があります。

※法人の損金左入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。

2026年度山口県支部の予算（単位:千円）

歳入

1. 活動資金収入	193,000
2. 補助金及び交付金収入	6,109
3. 繰入金収入	21,000
4. 雑収入	3,591
5. 前年度繰越金	9,500
合計	233,200



歳出

1. 災害救護	40,398
2. いのちと健康を守る講習普及	16,938
3. ボランティアの活動促進と社会福祉	15,658
4. 未来につなぐ青少年赤十字活動	14,226
5. 国際活動、赤十字の全国的事業	29,320
6. 市町の赤十字事業	33,020
7. 赤十字思想の普及等	33,379
8. 支部の運営費	47,761
9. 予備費	2,500
合計	233,200

※赤十字病院、血液センターは施設ごとの特別会計になっており、この予算には含まれていません。

赤十字と自治体・自治会・町内会との関係について

日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び日本赤十字社法に基づいて設立された法人であり、国際的にも、国内的にもその業務の公共性及び中立性が認められています。

日本赤十字社の業務は、単に日本赤十字社自身の力によるだけでなく、多くの関係者のご理解のもと、その奉仕的協力によって遂行されています。とりわけ、市町（地区分区）における事業の推進等については市町の多大な援助・協力をなくしては成り立ちません。

このことは、日本赤十字社（前身の博愛社）が設立されて以来、地方長官（知事）にその事務を依頼してきたという歴史的経緯、あるいは、日本赤十字社の業務が地方公共団体の行政目的、すなわち住民及び滞在者の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

そして、赤十字の活動は、それぞれの地域で実施されることから、地域の活動を地域の方々に支えていただけるようにご協力をお願いしています。ひとたび災害が発生すると、赤十字は都道府県・市町村、あるいは地域住民の方々と協力し、救護活動を展開します。また、地域福祉のボランティア活動など地域に根ざした活動についても、赤十字と地域とのかかわりは大変密接です。

日本赤十字社山口県支部でも、災害時の救護活動、平時のいのちと健康を守るための講習普及活動やボランティアの育成など、様々な分野で山口県民のために活動しています。

市町、自治会・町内会の皆様には、ご多忙な中、大変お手数おかけしますが、日本赤十字社の人道的事業にご理解いただき、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

-----お問い合わせ-----

各市町の赤十字窓口 または [日本赤十字社山口県支部](#)

〒753-0074 山口市野田172-5

ホームページ

